

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 桶川都市計画公園の変更の案の縦覧 (公園課) 一
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名(選管委) 一
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名 ( ) 一
- 参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所 ( ) 二
- 参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所 ( ) 二

○参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所 (選管委) 二

○参議院埼玉県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所 ( ) 二

○参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 ( ) 二

○平成十九年七月十一日現在における選挙人名簿登録者数の五分の一、三分の一の数等 ( ) 二

### 埼玉県告示第千百三十号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
- 桶川都市計画公園

五・五・〇一号 城山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

桶川市大字川田谷字城山、字稻荷、

字王子及び字永久保地内

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部公園課及び桶川市

都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年七月十三日から平成十九年七月二十六日まで

### 埼玉県選管告示第七十八号

平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

### 選挙長

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九八五番地四 高篠 包

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県北本市宮内三丁目一四二番地二六 加藤 憲

### 埼玉県選管告示第七十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

### 選挙分会長

埼玉県志木市柏町一丁目二五番七号 寺内弘子

選挙分会長の職務を代理すべき者

## 告示

埼玉県上尾市大字菅谷六〇番地四

青木俊文

### 埼玉県選管告示第八十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

一 日時 平成十九年七月十三日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

### 埼玉県選管告示第八十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

一 日時 平成十九年七月十四日 午前九時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

### 埼玉県選管告示第八十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百七十五条第三項の規定により行うくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

一 日時 平成十九年七月十二日 午後七時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

### 埼玉県選管告示第八十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程第十四条第一項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

一 日時 平成十九年七月十二日 午後七時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

### 埼玉県選管告示第八十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

五九、二五〇、〇〇〇円

### 埼玉県選管告示第八十五号

平成十九年七月十一日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一五、三三〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇二七、七四七人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区 三分の一の数

南第一区	六三、五九九人
南第二区	一三二、七二八人
南第三区	二二、五八九人
南第四区	三五、九七一人
南第五区	二九、三六〇人
南第六区	四一、二二五人
南第七区	二四、八二一人
南第八区	二四、四七六人
南第九区	三八、六九三人
南第十区	四五、一九四人
南第十一区	二八、二九七人
南第十二区	三〇、二九三人
南第十三区	六〇、四一九人
南第十四区	三〇、七二八人
南第十五区	一九、二五六人
南第十六区	三〇、一五八人
南第十七区	一八、六二五人
南第十八区	四一、七一六人
南第十九区	一九、三三三人
南第二十区	三〇、五四九人
南第二十一区	一六、三〇五人
南第二十二区	三三、六一九人
南第二十三区	二〇、二四二人
西第一区	九二、五一〇人
西第二区	四〇、二〇七人

西第三区	二二、七五一人
西第四区	四三、五九二人
西第五区	一五、三八八人
西第六区	二八、四〇七人
西第七区	二二、七七六人
西第八区	九〇、二一六人
西第九区	一五、一五一人
西第十区	一三、八九八人
西第十一区	二六、九八九人
西第十二区	一八、八〇二人
西第十三区	一一、二二八人
西第十四区	二四、一五九人
西第十五区	二七、五四六人
北第一区	一九、一七九人
北第二区	一三、〇五六人
北第三区	一五、三六九人
北第四区	二一、六〇九人
北第五区	四九、四一六人
北第六区	五五、六一八人
東第一区	二四、〇七二人
東第二区	一五、三二四人
東第三区	一八、二二七人
東第四区	一五、二五三人
東第五区	一九、七三九人
東第六区	一七、六六二人
東第七区	二八、六九一人
東第八区	五五、四一八人
東第九区	八五、二九八人
東第十区	二〇、七一九人
東第十一区	三四、九八二人
東第十二区	一六、八二〇人
東第十三区	一五、〇三五人

東第十四区  
東第十五区

三一、三六六人  
一六、五三一人

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)